

## 懸案事項

作成者 7 / 19 : 検証委員会

|                  |   |     |     |        |
|------------------|---|-----|-----|--------|
| 懸案番号<br><b>3</b> | 平成 30 年 6 月 2 5 日   | 理事会 | 発言者 | 検証委員   |
|                  | 期限 7 月 2 3 日  |     | 担当者 | 浄化槽委員会 |
| <b>懸案事項</b>      | 漏水工事等の清掃におけるルールと料金。   |     |     |        |
| 調査               | <p>1. H20年5月14日 浄化槽部会（当時）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃費はメーカー補償期間中はメーカーに請求（3年～5年）<br/>メーカー期間を超えた場合</li> <li>・清掃後 半年内 らくらく料金半額 半年以上全額、共に基金より捻出する</li> </ul> <p>2. H28年度3件、H29年度 1件 基金より清掃費捻出</p> <p>3. 修繕費H28年度とH29年度を対比 約8倍増</p> <p>4. 年内同じ部位の再修繕工事があった場合 その工事を行った業者に清掃費を支払ってもらったらどうか。</p> <p>5. 修繕工事清掃月変更は可能</p> <p>6. 現在漏水工事等の清掃料金は基金からの支払いはしていない。</p> |     |     |        |
| 調査結果             |   |     |     |        |
| <b>検証結果</b>      | 年内に同じ部位の再工事があった場合 その修理業者に清掃料金を請求する。   |     |     |        |

|     |     |       |
|-----|-----|-------|
| 理事長 | 部会長 | 検証委員長 |
| 月 日 | 月 日 | 月 日   |
|     |     |       |